

TAX
NEWS
LETTER2026
3

TOPICS

1. 相続税の税務調査 追徴税額が過去最高
2. 所得税調査で発覚した不正の事例
3. 雇用保険料率・協会けんぽの保険料率が改定されます
4. 税務カレンダー（2026年4月の税務）

相続税の税務調査 追徴税額が過去最高

相続税の税務調査による追徴税額が過去最高となったことがわかりました。実地調査に加えて、書面・電話での連絡や来署依頼にもとづき納税者と接触を図る「簡易な接触」がコロナ禍前の2倍に増え、追徴税額の増加につながったとみられます。相続税は申告件数に対して実地調査に至る割合がほかの税目と比べて高いため、準備不足が思わぬ税負担の増加につながる可能性があります。国税当局が常に不正に目を光らせていることから、相続税調査の最新の傾向を確認しておきたいところです。

国税庁がこのほど発表した2024事務年度（24年7月～25年6月）の「相続税の調査等の状況」によると、相続税の本税・加算税を合わせた追徴税額は、実地調査が前年度比12.2%増の824億円、簡易な接触が同13%増の138億円で合計962億円となり、簡易な接触の事績の公表を始めた16年度以降で最高となりました。実地調査の申告漏れ課税価格は同7.2%増の2942億円、1件当たりの申告漏れ課税価格は同3.6%減の3093万円、その追徴税額は同0.9%増の867万円でした。

実地調査件数は9512件で、前年度の8556件から11.2%増えたものの、コロナ禍前の18年度の1万2463件と比べると31%少ない状況です。一方、簡

易な接触は同1万8781件より17%増えた2万1969件で過去最高となりました。1万332件だった18年度と比較すると2.1倍となります。18年度当時は実地調査の件数が簡易な接触の件数を上回っていましたが、今では完全に逆転し、調査手法が様変わりしている実態がみてとれます。

簡易な接触は、税務調査の`効率化、を図る国税当局の姿勢を象徴的に示す調査手法といえるでしょう。申告が必要と思われる納税者や計算誤りなどがあるとみられる納税者に対して行われています。国税当局が納税者との直接的な接触を避けていたコロナ禍に、実地調査の減少分の穴埋め策として簡易な接触は多用されてきました。ですが、いまだに件数が減少するどころか、むしろ増加しています。

<情報提供：エヌピー通信社>



所得税調査で発覚した不正の事例

国税庁が公表した2024事務年度（24年7月～25年6月）の「所得税及び消費税調査等の状況」には、具体的な不正の事例が紹介されています。これは、国税当局が類似の不正に目を光らせているという警告、でもあります。

国税当局は譲渡所得のみを申告していたAについて、国外送金等調書で国外からの送金が多額に上り、外国の金融機関口座を持っていることが見込まれたことから、調査を開始しました。Aは過去に国外の企業に勤務していて、その国に居住用不動産を購入していたと説明したため、当局が使用状況を確認したところ、管理会社を通じてこの不動産の貸付けによる賃料を得ていたことを当局は把握。また、別の外国で開設した金融機関口座で投資信託の運用収益や預金の利子を受け取っていたこともわかりました。

またBは、高額なトレカの販売で収入を得ていると想定されたものの、所得税の申告がなかったため、国税当局が調査対象に選びました。調査の結果、Bの自宅から大量のトレカや多額の現金を発見。Bは販売利益があったことを認めたもの

の、領収書などの記録や収支計算書類の保存については曖昧な回答でした。国税当局がパソコンなどのデータを確認したところ、販売したトレカ情報を付けた請求金額データを顧客ごとに集計してメールを送信していたことを把握しました。さらに追及し、利益を隠すために調査前に収支計算書類を破棄していたことを突き止めました。

複数店舗を展開するキャバクラ店の実質的な経営者と想定されるCが申告していなかったため、国税当局が調査したという事例もあります。Cや従業員に質問調査などを行ったところ、営業許可申請や取引決済を従業員名義で行っていたものの、売上の管理や経営方針の決定などはCが行っていたため、Cが実質的な経営権を持っていると判断。Cを追及したところ、申告していなかったことを認めたため、店の営業に係る事業所得に課税したほか、事業に係る消費税、コンパニオンに支払った報酬の源泉所得税を課しました。

<情報提供：エヌピー通信社>

雇用保険料率・協会けんぽの保険料率が改定されます

令和8年4月から雇用保険料率が、令和8年3月分（4月納付分）から協会けんぽの保険料率が改定されます。給与計算では、それぞれの開始時期に応じた料率変更の反映漏れにご注意ください。

2026年4月の税務

4月10日

・3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

・給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- ・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- ・2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- ・消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○軽自動車税（種別割）の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）

○固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）

○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、 月 日（ ） 時 分の予定です。
ご準備のほどよろしくお願いたします。